



受大監第22号
令和7年8月22日

大山町長 竹口大紀様

大山町監査委員 戸野克則
大山町監査委員 野口俊明



令和6年度大山町資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度大山町公営企業会計経営健全化のための審査を実施したので、下記のとおり意見書を付します。

記

1. 審査の概要

- (1) 審査実施日 令和7年8月12日(火)
- (2) 審査の場所 大山町議会図書室
- (3) 審査方法

資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、令和6年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

公営企業に係る会計名	比率名	資金不足 比率(%)	経営健全化 基準(%)	備考
水道事業会計	令和6年度 資金不足比率	—	20	
下水道事業会計(農業集落排水事業)		—	20	
下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)		—	20	
風力発電事業特別会計		—	20	
温泉事業特別会計		—	20	
宅地造成事業特別会計		—	20	
索道事業特別会計		—	20	

*資金不足比率がない場合は、「—」で表示している

(2) 個別意見

審査結果のとおり、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を下回っている。しかし、現下の厳しい経済情勢を鑑み、財政の健全化に向けてなお一層努力されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。